

EUからグレートブリテン島への輸入手続きの緩和措置①

- 英国政府は2020年6月12日、移行期間終了後の2021年1月1日から**半年にわたり、EUとグレートブリテン島間の輸出入手続きを簡素化**することを発表。
- 2021年3月11日には、この緩和措置を**最長で2022年2月末まで延長**することを発表。
- あくまで英国が独自に決定できる輸入時の緩和措置。EUへの輸出については2021年1月1日から正規手続きが必要（例：輸出時の電子搬出略式申告は2021年1月1日から必須）。

項目	EUからグレートブリテン島（GB）に輸入される物品に対する緩和措置の内容
2021年1月～	<ul style="list-style-type: none"> 2021年12月31日まで、EUからGBに輸入される物品の輸入者は、歳入関税庁（HMRC）宛ての税関申告を最長6カ月（175日）繰り延べ可能（酒類、タバコ、有害化学物質などの規制品の輸入は繰り延べ不可で、EU域外からの輸入と同様に正規の輸入申告が必要）。 繰り延べ措置を受ける場合は、輸入時に物品などの詳細情報を記録・保管し、輸入日から6カ月（175日）以内に補足申告（Supplementary Declaration）を提出する。補足申告には、簡易申告手続き（SDP）または申告者の記録による通関手続き（EIDR）のいずれかにより、簡易通関手続き制度に登録することが必要。 繰り延べ措置を受ける場合、納税繰り延べアカウント（Duty Deferment Account: DDA）を申請・取得することで、補足申告提出まで関税の支払いを繰り延べ可能。輸入VATは、VAT登録のある事業者は通常のVAT申告に組み入れて支払い（postponed VAT accounting）、VAT登録のない事業者は、関税などと共にDDAによって補足申告提出までに払う。 安全性・セキュリティ申告（Safety and Security declarations、電子搬入略式申告）は全品目で12月31日まで不要。 一部の動物由来製品（POAO）・動物副産物（ABP）。生きた動物や、高リスク植物・植物製品の輸入では、事前通知や衛生証明書などの提出が必要。衛生植物検疫（SPS）の書類検査は遠隔で行い、高リスク物品などの現物検査は搬送先または他の認可された場所で実施。 「GB」から始まる英国の事業者登録・識別（EORI）番号（GB EORI number）は、2021年1月1日から必須。
10月～	<ul style="list-style-type: none"> すべてのPOAO・ABPの輸入で、事前通知と衛生証明書の提出が必要。SPSの書類検査を遠隔で実施。 すべてのHRFNAOの輸入で、事前通知が必要。
2022年1月～	<ul style="list-style-type: none"> 全物品で、輸入申告、関税・VATの支払い、電子搬入略式申告が必要に。 POAO、ABP、HRFNAO、高リスク植物の輸入について、GBの国境管理施設（BCP）でSPSの各種検査を実施。 低リスク植物、植物製品について、事前通知や植物検疫証明書を含む書類検査が必要に。
3月～	<ul style="list-style-type: none"> 生きた動物、低リスク植物、植物製品について、GBのBCPでSPSの各種検査を実施。

（注）北アイルランド・アイルランド間、北アイルランド・グレートブリテン島間の取り引きには適用されない。

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

EUからグレートブリテン島への輸入手続きの緩和措置②

食品関連製品に関する手続きの変更前後の日程

内容	3月11日変更前	3月11日変更後
通関手続き		
正規税関申告の導入（これ以前は、最長6カ月間繰り延べ可）	2021年7月1日	2022年1月1日
電子搬入略式申告の導入	2021年7月1日	2022年1月1日
食品関連手続き		
動物由来製品（POAO）		
衛生証明書添付・事前通知・文書検査の実施	2021年4月1日	2021年10月1日
適切な国境管理地点からの入域と各種検査の実施	2021年7月1日	2022年1月1日
非動物由来の高リスク食料・飼料（HRFNAO）		
事前通知の実施	2021年4月1日	2022年1月1日
適切な国境管理地点からの入域と各種検査の実施	2021年7月1日	2022年1月1日
高リスク植物とその製品		
適切な国境管理地点での現物検査の実施	2021年7月1日	2022年1月1日
低リスク植物とその製品		
植物検疫証明書添付・事前通知の実施	2021年4月1日	2022年1月1日
適切な国境管理地点での各種検査の実施	2021年7月1日	2022年3月1日